

**鈴木宗男元北海道開発庁長官の受託収賄事件に係る
北海道開発局職員の関与状況等に関する調査報告書**

平成14年11月25日

国 土 交 通 省

1. はじめに

平成14年11月11日、鈴木宗男元北海道開発庁長官の受託収賄事件に関する初公判が開かれ、検察側の冒頭陳述において、北海道開発局の港湾工事（漁港を含む。以下同じ。）の発注に関し、同局職員の不適切な関与があったとの指摘がなされた。

本件については、鈴木元長官が北海道開発庁長官として在任中、北海道開発局が発注する予定の港湾工事につき、北海道開発局幹部職員らに島田建設(株)が受注できるよう指示するなど便宜な取り計らいをされたい旨の請託を受け、賄賂を収受したことが容疑事実とされていたことから、国土交通省としても平成14年8月21日の鈴木元長官の受託収賄容疑での起訴を受け、請託を受けたとされる鈴木元長官から、北海道開発局職員に対し、何らかの指示、要請等の働きかけがあったのか、北海道開発局職員は、それに対してどう対応、関与したのかについて内部調査を行ってきた。

また、この調査の過程で、鈴木元長官が北海道開発庁長官として就任していた平成9年及び10年当時、北海道開発局が発注する港湾工事一般について受注の調整が行われていた事実が把握され、その態様、職員の関与状況について調査を行った。

本報告書はこのような調査を通じて把握された内容を取りまとめたものである。

2. 調査事項、調査方法及び調査対象者

（1）調査事項

- ①鈴木元長官の受託収賄事件において、請託を受けたとされる港湾工事に関し、鈴木元長官から北海道開発局職員への働きかけの内容及びこれに対する北海道開発局職員の対応状況
- ②上記の調査の過程で明らかとなった平成9年度及び10年度に北海道開発局が発注する港湾工事における受注の調整の態様及びこれに対する職員の関与状況

（2）調査方法

東京及び札幌における面談又は電話による関係者に対する聴取

(3) 調査対象者

- ①鈴木元長官が請託を受けたとされる港湾工事を発注した開発建設部の部長、港湾事業担当の次長、北海道開発局長及び北海道開発局港湾部長として在職していた者 合計12名
- ②平成9年及び10年に在職した各開発建設部の港湾事業担当次長等 合計14名（上記との重複を除く）

3. 調査結果

(1) 北海道開発局における港湾工事の発注

- ・ 北海道開発局が各年度に発注する港湾工事の具体的な内容については、例年、1月～2月にかけて前年末に政府案として決定される予算案に基づき、各開発建設部が本局と打ち合わせながら各港別の実施計画案を作成し、同実施計画の中で具体的な工事内容が確定されている。
- ・ 各開発建設部が策定した実施計画案は、北海道開発局港湾部、農業水産部においてとりまとめられ、省庁再編前の平成9年及び10年当時は北海道開発庁、運輸省、農林水産省を通じて大蔵省に協議され、通例、予算の成立日をもって承認がなされていた。
- ・ 成立した予算は、当該実施計画に沿って各開発建設部に示達され、各開発建設部において、入札等の契約手続きがとられ、発注されていた。
- ・ 平成9年度及び10年度に各開発建設部が発注する港湾工事については、緊急を要する場合その他この区分による入札方式に係る手続きにより難しい場合等を除き、原則としておおむね次の区分による入札方式により入札を実施することとされていた。

入札方式	9年度	10年度
一般競争	6億5千万円以上	7億2千万円以上
公募型指名競争	2億円以上 6億5千万円未満	2億円以上 7億2千万円未満
工事希望型指名競争	1億円以上2億円未満であって、開発建設部長が必要と認めるもの	1億円以上2億円未満であって、開発建設部長が必要と認めるもの
在来型指名競争	1億円未満	1億円未満

(2) 港湾工事における受注業者の調整

- ・ 北海道開発局の各開発建設部が発注する港湾工事については、平成9年度及び10年度において、各工事ごとに、工事の難易度、業者の過去の受注実績、技術力、受注量のバランス等を考慮し、受注することが適当と考えられる業者を選定し、その意向を建設業協会に伝え、その業者の受注に向けた調整を依頼する方法で、受注業者の調整が行われていた。
- ・ 平成10年度に発注する港湾工事については次のような態様で当時の北海道開発局港湾部長が中心となって、受注業者の調整が行われていた。
 - ① 10年1月中旬頃、各開発建設部において翌年度発注する港湾工事の年間の予定表（工事名、工期、工事規模、入札方式等を記載。）が作成されていたが、港湾部長から各開発建設部の港湾事業担当次長にこの予定表を利用し、各工事ごとに、工事の難易度、業者の過去の受注実績、技術力、受注量のバランス等を考慮し、受注することが適当と考えられる業者を選定、記入した工事リスト（以下「工事リスト」という。）を提出するよう要請がなされた。
 - ② 2月上旬、各開発建設部港湾事業担当次長から港湾部長に工事リストが提出されたが、受注業者名については、特定の事業者名が書かれたもののほか、「地元業者」、「道内業者」、「道外業者」等抽象的なものや、空欄のものもあった。
 - ③ 港湾部長は各開発建設部から提出された工事リストを全道的観点から調整し、必要な場合には所要の修正を加え、各開発建設部港湾事業担当次長へ返送した。港湾部長が修正を加える場合も、個々の企業名まで書き込む場合のほか、「地元業者」等抽象的な特定にとどめるもの、空欄のままとするものもあった。
 - ④ 返送を受けた開発建設部港湾事業担当次長は受注することが適当と考えられる業者の受注を実現するために、各地の建設業協会事務局長等しかるべき者に何らかの態様で、その意向を伝えた。
 - ⑤ 受注することが適当と考えられる業者の選定は、必ずしも全ての工事について行われたものではなく、「地元業者」等選択の余地を残した特定にとどまるもの、また、空欄のまま選定が行われないものもあった。
 - ⑥ 建設業協会のしかるべき者に意向を伝える際、予定価格に関する情報を伝えることはなかった。
 - ⑦ 建設業協会のしかるべき者に意向を伝える際、どのような方策を

採るか等についてまでは、示さなかった。

- ・ 港湾工事におけるこうした調整行為は、平成9年度においても行われていたが、港湾部長が果たしていた役割は、当時の北海道開発局港湾部港湾建設課長が果たし、同課長が中心となっていた。

(3) 鈴木元長官の受託収賄容疑事件への職員の関わり

ア 鈴木元北海道開発庁長官からの働きかけ

- ・ 港湾部長は、平成9年10月29日から港湾整備促進中央大会のため上京し、その後30日から31日まで休暇を取っていた。10月30日頃、鈴木元長官から北海道開発局港湾部長室に電話があり、同港湾部の職員が休暇中の港湾部長に鈴木長官から電話があった旨連絡した。休暇を終え、出勤した11月4日頃、港湾部長が折り返し、鈴木長官に電話をしたところ、「島田建設が従来から仕事をしている網走、釧路、函館、帯広各開発建設部の事業に加えて留萌、紋別も頼む。」旨言われた。
- ・ 港湾部長は、「現在概算要求中であり、実施計画段階で検討する」旨回答した。
- ・ 留萌、紋別についてはその後12月末までに更に2～3回要請された。
- ・ 港湾部長は、平成9年12月下旬と翌年1月中旬に鈴木長官から平成9年度補正予算で措置される予定の港湾建設事業に係るいわゆる「ゼロ国」の工事一覧表（工事名、規模等を記載）を要求されていたため、全国港湾部局長会議等出席のため上京した際、平成10年1月22日、小樽港100年記念行事について、説明する機会があり、合わせて工事一覧表を鈴木長官に提出した。
その際、鈴木長官から留萌、紋別の話が再度あった。
- ・ 翌23日、鈴木長官に呼ばれ、長官室に行ったところ、5部局7港湾の工事（具体の工事内容までが特定されていないものもあった。）について、「島田建設が受注できるよう取りはからってもらいたい。」旨言われた。
- ・ 港湾部長は「とりあえず大臣の意向はわかりました」と答えた。
- ・ 平成10年1月26日頃、鈴木長官から平成10年度予算で措置される予定の港湾建設事業の工事一覧表を要求されたが明確な回答はせず、結果的に提出しなかった。

また、重ねて、留萌、紋別の話をされた。

- ・ 鈴木長官からの上記のような要請及びイに記す対応状況について、港湾部長は北海道開発局長等上司に報告、相談等することはなく処理し、北海道開発局本局内において他に関与した者はなかった。

イ 北海道開発局港湾部長の対応

- ・ 港湾部長は、前記の受注業者の調整態様により、平成10年1月中旬頃、各開発建設部の港湾事業担当次長に対し、平成10年度（9年度補正によりその後発注されるものを含む）に発注が予定される港湾工事について、予定される工事名、受注することが適当と考えられる業者名を記載した工事リストを提出するよう要請した。
- ・ 同年2月上旬、港湾部長は提出された工事リストをもとに、鈴木長官から話のあった5開発建設部7港の工事について、9件（次表）を選定し、開発建設部から提出された工事リストに掲載されていた受注業者名を島田建設に書き換えるなどして所要の修正を加え、当該5開発建設部の港湾事業担当次長に工事リストを返却した。
なお、この中には、平成10年度補正予算で措置されることとなる2件の工事が含まれていたが、これら2件の工事については、その時点では具体の工事名、工事内容等が完全には確定されていないものの、工事の概括的な姿は想定できる状況にあった。
- ・ 港湾部長は、その際、JVを結成することが必要となると考えられる工事については、そのJVの構成員の候補案を合わせて示した。

工事名	入札月日	開発建設部
福島漁港外東防波堤外一連工事	H10. 3. 5	函館開発建設部
留萌港一12m岸壁床掘工事	H10. 3. 24	留萌開発建設部
網走港北防波堤建設工事	H10. 3. 25	網走開発建設部
宇登呂漁港建設工事	H10. 7. 29	網走開発建設部
紋別港一7.5m 泊地浚渫工事	H10. 5. 28	網走開発建設部
網走港外1港ケーソン製作工事	H10. 4. 22	網走開発建設部
十勝港仮護岸外一連工事	H10. 8. 28	帯広開発建設部
釧路港南防波堤外ケーソン製作工事	H10. 3. 19	釧路開発建設部
釧路港防波堤ケーソン製作工事	H10. 7. 23	釧路開発建設部

ウ 各開発建設部の対応

- ・ 5 開発建設部の港湾事業担当次長は当該 9 件の工事について、業界紙等で指名業者が明らかにされる時期頃に、具体的な対応の仕方はまちまちであったが、それぞれ何らかの形で、地元の建設業協会の事務局長等に島田建設又は島田建設を構成員とする JV に受注させたい旨を伝えた。
- ・ その際、5 開発建設部の港湾事業担当次長は、その対応結果について、建設業協会の事務局長等から報告等を求めたことはなく、次長から港湾部長に対し、報告を行ったこともなかった。
- ・ 5 開発建設部の港湾事業担当次長は、上記のような港湾部長からの要請、要請を受けての対応について、上司である各開発建設部長に報告、相談等することなく、処理し、他に開発建設部職員で関与した者は認められなかった。

エ 入札結果

平成 10 年 3 月 5 日以降 8 月 28 日までの間に 9 件の港湾工事について入札が実施され、島田建設(株)又は島田建設(株)を構成員とする JV が落札した。

4. まとめ

本調査結果によれば、以上のとおり、鈴木元長官が請託を受けたとされる工事の発注に関し、北海道開発局職員の不適切な関与が認められたほか、平成 9 年度ないし 10 年度の北海道開発局の港湾工事一般の発注に関しても、同局職員の不適切な関与があったものと認められる。

公共工事の入札、契約に関し、一層の適正化が強く求められている今日、公正な発注を確保すべき責務を負う職員の不適切な関与が認められたことは、極めて重大な事態であり、関与した職員の責任を厳しく問うとともに今後こうした事態が二度と生じることのないよう防止策を早急に講じる必要がある。